

目的・概要

沖縄本島の各地域には駐留軍用地の跡地、今後返還されることが合意された駐留軍用地が点在しており、沖縄の振興と県民の豊かな生活のためには、これらを有効活用することが欠かせません。そこで、国、県、関係市町村などが密接に連携し、速やかに有効な跡地利用を進められるような仕組みが用意されています。

国の役割	財政上の措置（給付金の予算など）、県・関係市町村の跡地利用計画策定に向けた取組に対する支援、大規模振興拠点駐留軍用地跡地（大規模跡地）、特定振興駐留軍用地跡地（特定跡地）の指定など
県・関係市町村の役割	跡地利用計画・総合整備計画の策定、地権者等の意向把握、都市計画の策定など



大規模跡地・特定跡地

駐留軍用地跡地や今後返還されることが合意された駐留軍用地のうち、計画的な開発整備を実施する際に困難な問題が生じるおそれがある地域は、再開発を迅速かつ円滑に進めるために「**大規模跡地**」や「**特定跡地**」として指定できるようになっています。

< 大規模跡地 >

駐留軍用地跡地や今後返還されることが合意された駐留軍用地のうち、**大規模なために**開発整備や原状回復に時間がかかるなど、**開発整備にあたって非常な困難を伴う**ことが予想されるもので、**沖縄の振興の拠点となる**地域として以下の条件を満たす地域が指定されます。

- ・ 300ヘクタール以上であること
- ・ 一団の土地であること
- ・ 既成市街地に隣接する土地であること

< 特定跡地 >

開発整備を行うにあたって**原状回復に相当な期間がかかる**駐留軍用地跡地で、**沖縄の振興に役立つ**地域として以下の条件を満たす地域が指定されます。

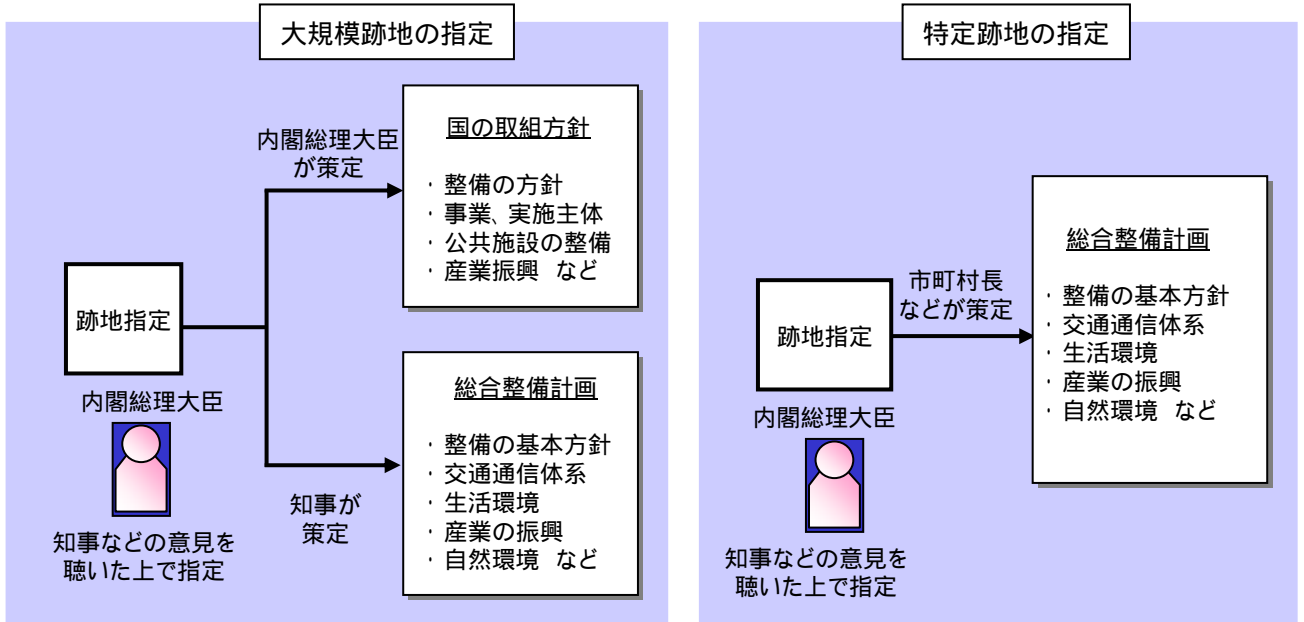
- ・ 5ヘクタール以上であること

跡地利用計画の例(イメージ図)



大規模跡地・特定跡地の指定手続

大規模跡地・特定跡地の指定は、知事などの意見を聴いた上で内閣総理大臣が行います。また、各跡地の整備を計画的に行うために、以下の手続が定められています。



大規模跡地給付金・特定跡地給付金

大規模跡地や特定跡地は、原状回復・整備するために長期間かかることが予想されます。そこで、指定された跡地の円滑な整備や利用を進め、跡地の所有者等の負担を軽減するために、従前の給付金支給期間である返還から3年の期間を経過しても使用されず、収益が得られない土地の所有者等に対して給付金を支給する特別な措置が用意されています（なお、平成14年6月19日期限の「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」も平成24年3月31日まで延長されています）。

給付金の支給期間

所有者等への支払	駐留軍用地として提供している期間	返還	3年間	特例による延長期間
賃貸借料	→			
給付金 (駐留軍用地返還特措法)		→		
大規模跡地給付金 特定跡地給付金				→

SACO最終報告で返還が示されている駐留軍用地

沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告では、以下の土地の返還が示されています。

